

令和6年第4回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭							
会長代理	2 番	水嶋 政明							
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	6 番	坂口 初男			
	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一			
	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸	13 番	谷脇 文弘			
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代			
	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造			
5. 欠席委員（2人）

5 番	大串 英明	12 番	安藤 卓巳
-----	-------	------	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第17号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳
主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第4回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、8 番：梅山委員、9 番：相川委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」について説明します。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人は、高齢により自己所有農地の耕作が出来なくなったため、譲り受け人に所有権を贈与・移転し、適正に管理耕作してもらうもの、となっています。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、1 頁から 6 頁までで、1 頁が議案書で、2 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁に現況写真、6 頁に航空写真を添付しています。4 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。6 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

申請地は、譲り受け人の自宅から徒歩で 15 分以内のところにあり、露地野菜・ニンニクを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 14 号の 1 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。本案につきまして 4 月 20 日に、地元推進委員と現地を確認しました。譲り渡し人は高齢により、耕作が出来なくなり、荒らすのも良くないので、親類である譲り受け人に贈与により所有権移転するという事でした。譲り受け人は、母親と一緒に野菜作りをす

るそうです。現地は5頁の写真にもあるように、非常に立地条件の良い農地でした。以上です。

議 長 ただ今、議案第14号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」について説明します。議案書は7頁です。物件の所在は、西彼町白崎郷字太尾向で、畑1筆367㎡の申請となっています。使用貸し人・使用借りに関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「車両通路」です。申請事由は、使用借人である法人が、既存の事業場への効率的な資材搬入のため、新たな車両通路が必要となったため整備するもの、となっています。権利内容は「使用貸借権設定30年」です。8頁は申請地の位置図、9頁は付近近況図です。10頁の字図で、黄色く塗られたところが今回の申請地です。15頁の平面配置図をご覧ください。通路の幅5.8m 延長25.6mの車両通路で、通路表面は碎石敷きとする。また、通路部分以外は、法面並びに法面保護及び隣地農地の緩衝地として使用するもの、となっています。添付資料は、8頁から15頁までで、8頁に位置図、9頁に付近近況図、10頁に字図、11・12頁に現況写真、13頁に航空写真、14頁に被害防除計画書、15頁に平面配置図を添付しています。

14頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、表面は碎石敷きとしています。また雨水は、自然流下及び地下浸透となっており、隣地への緩衝地を幅3m設置する、となっています。今回、建物は設置せず、車両通路として利用したいことから、日照・通風に悪影響を及ぼす恐れはない、とのことです。13頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はありますが、宅地や原野等で区切られた、第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 15 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。4 月 21 日に地元推進委員 2 名と、担当行政書士と計 4 名で現地確認をいたしました。隣接地に申請法人の倉庫が建っておりまして、それを作業場として利用する際に通路として利用するという事でした。面積的にもそんなに広くなく、宅地や荒廃農地に隣接した農地でありますので、問題ないと思って見てきました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 15 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 16 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっております。資料は 16 頁から 26 頁までです。17 頁は、今回の要請分、並びに解約分の集計表となります。解約分は 2 段目の表で、要請分は一番下の表となっております。次の 18 頁は利用集積計画の合意解約となっております。解約理由は、一番右の欄に記載しています。今回は、すべて権利者へ返還のための解約で、計 11 筆、4,455.84 m²の解約です。今回の要請は、合計 10 筆 24,646 m²を 6 人が借り入れる内容となっております。新規が 5 筆、再設定が 5 筆です。また、20 頁の航空写真は、4 番の物件の一部借り上げの資料となっております。21 頁からは、受け手 6 人の経営状況等の資料で、作付け予定の作物や、今回借り受ける物件の番号を手書きで記載しています。各

筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番から 3 番の補足説明を、19 番委員にお願いします。

19 番 19 番委員です。4 月 23 日に、地元推進委員 2 名と受け手と私で、現地を確認しました。本件は市外の農業者が受け手となっていますが、他地区の推進委員を通して、「規模拡大をしたいが、どこか適当な農地がないだろうか」と年前から打診があっていました。本年 2 月頃から、私が間に入って出し手 2 名と話し合いを進め、中間管理機構を通して今回の貸し借りとなったものです。新規ではありますが、受け手は若く熱心な農業者でありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、4 番の補足説明を 16 番委員にお願いします。

16 番 16 番委員です。4 月 20 日に、1 番委員と地元推進委員 2 名、それから受け手と私の 5 名で現地を確認してきました。大変きれいに管理がなされており、再契約でもありますので、何も問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、5 番と 6 番の補足説明を 13 番委員にお願いします。

13 番 13 番委員です。4 月 21 日に、受け手本人と現場を確認し、聞き取りをしてまいりました。適正に管理がなされており、再設定でもありますので、問題ないと思って見てきました。以上です。

議 長 続きまして、7 番の補足説明を 4 番委員にお願いします。

4 番 4 番委員です。4 月 22 日に、受け手と地元推進委員と一緒に 3 人で現地を確認してまいりました。受け手は、常用 2 人とシルバー人材から 1 人を雇用し、ミカンを栽培予定とのことでした。現地はもともと牧草地で、出し手が使用していた畑かんを再利用するそうです。獣害対策のため、電気柵を設置予定とのことでした。以上により問題ないものと判断いたしました。

議 長 続きまして、8 番と 9 番の補足説明を 9 番委員にお願いします。

9 番 9 番委員です。4 月 20 日に、私と受け手と地元推進委員 2 名で、現地を確認しました。現地は受け手の自宅のすぐ前にあり、適正に管理されていました。これまで耕作してきた田んぼであり、今後も耕作していく意思を確認しましたので、何ら問題ないものと判断します。以上です。

議 長 続きまして、10 番の補足説明を 18 番委員にお願いします。

18 番 18 番委員です。本件は新規の貸し借りとなっていますが、耕作者が死亡したため作る人がいなくなり、出し手であるその親族から、現地のすぐ隣でミカンを作っている受け手に、作ってくれないかと話があったものです。受け手はしっかりとした農家であり、そこで露地野菜を作るという事ですので、何も問題ないものと判断します。以上です。

議 長 ただ今、議案第 16 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 16 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明いたします。資料は、27 頁から 46 頁までです。今回は、3 月 15 日から 4 月 15 日まで受け付けた分を審議していただきます。西彼町の物件が 3 件・12 筆、西海町の物件が 1 件・1 筆、崎戸町の物件が 5 件・8 筆、大瀬戸町の物件が 3 件・16 筆で、合計 12 件・37 筆 34,219 m²となっています。29 頁は位置図で、以降、航空写真配置図、航空写真を添付しています。同意対象地は、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、全体にわたって雑木等が茂り、山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で

確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 17 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 17 号の同意書分、1 番から 37 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 今回 2 件の報告事項があり、47 頁が、その位置図です。報告事項 1 については、48 頁をご覧ください。申請者は電力事業者の関連法人で、所有者である登記名義人は既に死亡しており、その相続人より承諾を得て、今回の届け出となったものです。目的は、松島地区の送電鉄塔が経年劣化のため、補修工事を予定しており、その工事に伴う待避所及び転回場として、申請地を使用するものとなっています。資料 49 頁の付近近況図に、申請箇所並びに送電線の経路及び鉄塔を図示しています。利用面積は 110 m²で、工期は令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までとなっています。資料として、字図や現況写真、航空写真及び被害防除計画書、平面配置図を添付しています。54 頁の被害防除計画書では、現状のまま利用するため、被害の発生の恐れはない、となっています。報告事項 1 の説明は以上です。

続きまして、報告事項 2 を説明いたします。今回、令和 6 年 4 月 2 日付け日記第 167 号にて、長崎地方法務局佐世保支局より照会があった件です。所在地は、西海町横瀬郷字辻尾で、地目・面積等については議案書記載のとおりです。資料 59 頁は、国土地理院のホームページで閲覧できる年代別の航空写真で、1982 年 10 月 22 日撮影の航空写真です。既にこの当時より建物が建築されており、現在まで約 42 年が経過しているものです。また、課税明細書によれば、建物は昭和 48 年建築となっており、農地転用の許可申請を行わずに建物を建築したものと思われます。4 月 12 日の現場確認の際は、担当土地家屋調査士が経緯等を説明し、農業委員、地元推進委員等、関係者 5 名で現地を確認

し、法務局に対し、同日付で非農地と回答したものです。以上で報告事項の説明を終了します。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和6年5月27日(月) 午後3時00分から

場所 西海公民館 2階講堂

代 理 これをもちまして令和6年西海市農業委員会第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 4 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人